

# (補足) 監理技術者の講習受講者の取扱いについて

令和4年8月15日より講習受講「1」とする要件が変更になりました。

(変更箇所は⑤赤字部分です。)

## 【講習受講「1」の要件】

※ すべての要件を満たしている必要があります

- ① 監理技術者資格者証の初回交付日が審査基準日より前の日付であること
- ② 監理技術者資格者証の有効期限が審査基準日より後の日付であること
- ③ 有する資格が1級国家資格相当であること
- ④ 建設業の種類の有無、技術職員名簿に記載した業種に「1」とあること
- ⑤ 講習修了した日が審査基準日より前の日付 かつ **審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内**に含まれていること

再審査受付期間：令和4年8月15日から12月12日まで ※ 手数料は不要

### 【監理技術者の経審上加点可能な期間】

監理技術者講習を受講した年の翌年の開始の日から5年間加点可能

= **R1.5.10 ~ R6.12.31**

